

平戸市監査公表第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査執行の結果を同条第9項の規定により、次のとおり報告(公表)します。

令和6年2月29日

平戸市監査委員 戸田 幾嘉  
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第1 監査の対象  
一般社団法人平戸観光協会

第2 監査の期間  
令和6年1月22日

第3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

(2) 監査の対象とした事項

令和3年度及び令和4年度事業のうち、平戸市からの補助金や委託料及び指定を受けた公の施設の管理事業に関する出納その他の事務の執行状況について

第4 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準(令和2年4月1日施行)に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。

(2) 契約等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

(3) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他事業との会計区分は明確になっているか。

(4) 公の施設に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

## 第5 監査の結果

監査の対象とした令和3年度及び令和4年度の事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

指導事項等は次のとおりである。

### <参考>監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの</li><li>・予算を目的外に支出していると認められるもの</li><li>・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの</li><li>・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの</li><li>・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの</li></ul>
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの

## 【指導事項】

### 1. 平戸観光交通ターミナル指定管理業務について

令和4年度決算書において、給与が予算額500,000円とあるが、決算額では0円となっており、事業活動収支差額（剰余金）が307,387円となっている。指定管理業務を申請するにあたり事務局職員1名分の人件費を計上し、適正な施設の管理をするとしているので、指定管理業務に沿った決算処理が必要である。

### 2. 平戸観光交流ターミナル観光案内業務について

令和4年度平戸市観光交流ターミナル観光案内業務にかかる見積書において、消費税を含み3,670,090円で提出しているが、見積書内訳で需用費や役務費には消費税の記載がなく、人件費に対する消費税314,533円が記載されている。消費税についてわかりやすい表記になるよう努められたい。

### 3. 平戸観光協会コンベンション開催事業補助金について

令和4年6月15日付けで補助金交付決定した県外の学校が主催する勉強合宿事業が中止になったにもかかわらず、事業中止となった際に提出すべき書類（補助金交付要綱第9条に基づく事業変更（中止）承認申請書（様式第5号））がなかった。補助金交付要綱に沿った事務処理を行うように努められたい。

## 【意見】

### 1. 平戸観光交通ターミナル施設管理に伴う支出について

#### (1) バス時刻表シート製作について

令和3年度にダイヤ改正に伴う平戸棧橋ターミナル内のA社バス時刻表シート製作として、A社から見積書を徴取し同社に作成させている（事業費56,100円）が、時刻表シート張り替えは運行事業者であるA社の業務であると思われる。

#### (2) 観光交通ターミナル電気設備改修工事について

当施設の配電盤から連絡橋を通じて浮棧橋に新たに取付けたコンセント盤にケーブル配線を施工している（工事費225,500円）が、当設備を利用するのは船舶であり、浮棧橋を管理する港湾管理者の権限に属するものと思われる。また、現状では当設備は平戸観光協会の所有物となり、管理責任が発生することにもなるため、適切な対応が求められる。

### 2. 口座振替手数料の取り扱いについて

受託事業全般において、口座振替手数料を平戸観光協会の一般管理費から支出しているが、手数料は事業にかかる経費に含まれると思われるので、支出区分について検討されたい。

### 3. 田平教会守事業の経理について

令和4年度田平教会守事業で、令和5年3月に発注していた事務用品が、4月に納品・請求され、6月に支払われていた。また、ノートパソコン購入については3月に納品・請求され、6月に支払われていた。適正な時期の支払いを行い委託契約期間内に事業完了できるように努められたい。